

# 平成31年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【平成31年3月14日】

## 1 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻4179頁）

(1) 提案理由 保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うほか、規定を整備するため、提案する。

### (2) 改正内容

ア 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせて賦課割合、保険料率等を改定する。

#### (ア) 賦課割合の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）

・基礎賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝63：37 → 所得割：均等割＝62：38

・後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝63：37 → 所得割：均等割＝62：38

・介護納付金賦課額の賦課割合

所得割：均等割＝53：47 → 所得割：均等割＝54：46

#### (イ) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）

・基礎賦課額

所得割 100分の7.32 → 100分の7.25

均等割 39,000円 → 39,900円

・後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の2.22 → 100分の2.24

均等割 12,000円 → 12,300円

・介護納付金賦課額

所得割 100分の1.33 → 100分の1.41

※ 介護納付金賦課額の均等割は、改定なし。

#### (ウ) 保険料から減額する額の改定（第19条の2）

所得が一定額以下の場合に行う保険料の減額について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

・7割減額

基礎賦課額 27,300円 → 27,930円

後期高齢者支援金等賦課額 8,400円 → 8,610円

・5割減額

基礎賦課額 19,500円 → 19,950円

後期高齢者支援金等賦課額 6,000円 → 6,150円

・2割減額

基礎賦課額 7,800円 → 7,980円

後期高齢者支援金等賦課額 2,400円 → 2,460円

※ 介護納付金賦課額から減じる額は、いずれも改定なし。

イ 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料賦課限度額等を改める。

#### (ア) 保険料賦課限度額の改定（第15条の8及び第19条の2）

・基礎賦課限度額

580,000円 → 610,000円

※ 後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額は、改定なし。

(イ) 保険料軽減対象の拡大（第19条の2）

(2)ア(ウ)の5割減額を行う基準について被保険者の数等に乘ずる金額を27万5千円から28万円に、2割減額を行う基準について被保険者の数等に乘ずる金額を50万円から51万円に引き上げる。

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日 平成31年4月1日